

# 名古屋市電子申請システムから 医療法の手続きを行うための操作説明書

この説明書は、名古屋市電子申請システムを利用して、医療法（病院・診療所・助産所）の手続きを行う際の手順や注意点等をまとめたものとなります。

手続きについての相談は、施設の所在区により下記の保健センターが担当となりとなります。

| 所在区         | 担当保健センター   | 電話番号         |
|-------------|------------|--------------|
| 千種、昭和、瑞穂、名東 | 千種（医療安全担当） | 052-753-1963 |
| 西、中村、熱田、中川  | 中村（医療安全担当） | 052-433-3024 |
| 東、北、中、守山    | 中（医療安全担当）  | 052-265-2254 |
| 港、南、緑、天白    | 南（医療安全担当）  | 052-614-2827 |

（病院の各種許可申請手続きについては、保健医療課が担当となります）

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課

# 目 次

## 1 電子申請システムの利用まで

- (1) 書 類 準 備：手続きに必要な書類を準備します。・・・p.2
- (2) 事 前 相 談：書類の内容について保健センターに相談します。・・・p.2
- (3) アカウント登録：電子申請システムのアカウント登録をします。・・・p.2

## 2 申請方法

- (1) 申請ページアクセス：電子申請システムの申請ページにアクセスします。・・・p.3
- (2) ロ グ イ ン：登録されたアカウントでログインします。・・・p.3
- (3) 内 容 の 入 力：申請内容の入力と提出書類を添付します。・・・p.4
- (4) 内 容 の 確 認：入力した内容を確認します。・・・p.8
- (5) 受付のお知らせ：登録されたアドレスに受付のお知らせが送付されます。・・・p.8
- (6) 完了のお知らせ：登録されたアドレスに完了のお知らせが送付されます。・・・p.8

## 3 申請内容に不備がある場合の処理について

- (1) 差し戻しのお知らせ：登録されたアドレスに差し戻しのお知らせが送付されます。・・・p.9
- (2) 再 申 請：不備を修正のうえ、再度申請をします。・・・p.9
- (3) 再 申 請 後：2－(5)～2－(6)と同様となります。・・・p.9

## 4 受付状況の確認・控えの受領

- (1) ロ グ イ ン：登録されたアカウントでログインします。・・・p.10
- (2) 受付状況の確認：申請した手続きの処理状況が確認できます。・・・p.11
- (3) 控 え の 受 領：届出の控えをダウンロードします。・・・p.12

## 1 電子申請システムの利用まで

### 1―（１） 書類準備

手続きに必要な書類を準備します。

必要な書類については、下記 URL にて確認できます。

病院関係

→<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-12-24-0-0-0-0-0-0.html>

診療所・助産所関係

→<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-12-10-0-0-0-0-0-0.html>

### 1―（２） 事前相談（病院の許可が伴う申請については、保健医療課が担当となります。）

手続きに必要な書類の準備が出来ましたら、**提出書類の内容について必ず保健センターへ相談してください。**書類の内容等に問題がなければ、電子申請に必要な**施設番号**をお伝えいたします。

保健センターへの確認をせずに電子申請された場合、申請を差し戻しすることがありますのでご注意ください。

### 1―（３） アカウント登録

電子申請システム利用のためにアカウント登録をお願いしております。アカウント登録を行うことで申請の一時保存や過去の申請の流用等を行うことが可能です。

登録は下記の URL から行えます。

URL：<https://accounts.graffer.jp/login?service=ttzk&redirectPath=/city-nagoya>



上記 URL にアクセスすると左記のページが表示されます。

ページ下部にある「Graffer アカウントをお持ちでない方」内の「新規アカウント登録」を選択し、アカウント登録を行ってください。

## 2 申請方法

### 2—（１） 申請ページへのアクセス

1—（１）で示した各手続きのページに、電子申請システムのURL がありますので、そこからアクセスしてください。

※ここでは「診療所開設許可（届出）事項一部変更届」の画面に沿って説明します。他の手続きについても基本的な操作は同じです。

### 2—（２） ログイン

申請ページにアクセス後、「新規登録またはログインして申請」を選択してください。ログイン画面に移りますので、いずれかの方法でログインしてください。ログイン後、利用規約の同意を求められますので、同意して申請に進んでください。

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

入力状況 0%

名古屋市の「(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)」のオンライン申請ページです。

診療所の開設許可(届出)事項を変更する場合は変更届の提出が必要です。法人、または医師、歯科医師でない者が開設する診療所については変更許可申請が必要となる場合がありますので、必ず提出前に保健センターへご連絡ください。  
[制度詳細URLはこちら](#)

ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

Graffer  
スマート申請  
名古屋市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) [をお読みのうえ、同意してログインしてください。](#)

**Googleでログイン**

**LINEでログイン**

**メールアドレスでログイン**

[ログイン方法について教えてください](#)

[名古屋市のサービスにGIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

**新規アカウント登録**

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

入力状況 0%

名古屋市の「(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)」のオンライン申請ページです。

診療所の開設許可(届出)事項を変更する場合は変更届の提出が必要です。法人、または医師、歯科医師でない者が開設する診療所については変更許可申請が必要となる場合がありますので、必ず提出前に保健センターへご連絡ください。  
[制度詳細URLはこちら](#)

**利用規約をご確認ください**

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☒ 利用規約に同意する [詳細](#)

**申請に進む**

## 2—（3） 内容の入力

申請ページにアクセス後、下記のとおり申請内容の入力及び必要書類の添付をしてください。

### （ア）申請者（開設者）情報の入力

入力フォーム

申請者（開設者）の情報

① 申請者の種別 必須

☒ 個人

☐ 法人

② 施設名 必須

施設名を入力してください。

③ 申請者名 必須

申請者(開設者)の氏名をご記入ください。  
代理人(受任者)が申請される場合は、代理人である旨とお名前をご記入ください。

④ 電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

⑤ 一時保存して、次へ進む

⑥ < 申請の概要等の確認に戻る

#### ①申請者の種別（必須）

診療所の開設主体を選択してください。

医療法人等→法人

医師(歯科医師)個人→個人

#### ②施設名（必須）

届出を行う施設名を入力してください。

#### ③申請者名

申請を行う方の氏名を入力してください。

施設職員の方が申請する場合は部署名等も入力してください。

#### ④電話番号

日中に連絡可能な電話番号を入力してください。

#### ⑤一時保存して次へ進む

次の入力画面へ進みます。

#### ⑥申請の概要等の確認に戻る

一つ前の画面に戻ります。

「必須」とされている事項については、入力しなければ次の画面に進むことはできません。

## (イ) 施設基本情報の入力

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

入力状況 40%

### 入力フォーム

#### 施設基本情報

① 事前相談の状況 必須

保健センターへ事前相談を行ったかを記入してください。

☐ 実施済み

☐ 未実施

② 施設所在区 必須

下記以外の所在区の場合、手続きページが異なりますので、適切なページで手続きしてください。

☐ 千種

☐ 昭和

☐ 瑞穂

☐ 名東

③ 手続き種別 必須

☐ 一部変更届

④ 内容 必須

複数の事項に該当がある場合は、主な事項一つのみを選択してください。

選択してください ▼

⑤ 施設分類 必須

☐ 診療所

☐ 歯科診療所

⑥ 施設番号 必須

保健センターより確認した番号を半角数字で入力してください。  
※保険医療機関コードではありませんのでご注意ください。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

⑦ 一時保存して、次へ進む

⑧ < 戻る

### ①事前相談の実施状況

保健センターへの事前相談の有無を選択してください。**事前相談が未実施の場合、申請を行うことはできません。**

### ②施設所在区

施設が所在している区を選択してください。

### ③手続き種別

届出をする手続きの種類を選択してください。

### ④内容

変更事項等の手続きの詳細な内容を選択してください。複数の事項に該当する場合は、主となる事項一つを選択してください。

### ⑤施設分類

施設の分類を選択してください。

### ⑥施設番号

保健センターより確認した10桁の数字を半角で入力してください。

※保険医療機関コードではないのでご注意ください。

### ⑦一時保存して次へ進む

次の入力画面へ進みます。

### ⑧申請の概要等の確認に戻る

一つ前の画面に戻ります。

## (ウ) 申請書類の添付

入力フォーム

申請書類

①

第5号様式 診療所開設許可(届出)事項一部変更届 必須

必要事項をご記入の上、ご提出をお願いします。

↑

ファイルを選択…

平面図(変更前) 任意

各病室の病床数の変更、建物の構造または用途の変更(個人開設)の場合に添付してください。

↑

ファイルを選択…

平面図(変更後) 任意

各病室の病床数の変更、建物の構造または用途の変更(個人開設)の場合に添付してください。

↑

ファイルを選択…

管理者の免許証の写し 任意

管理者が変更となる場合に添付してください。  
開設者による原本照明が必要となります。  
平成16年度以降の医師免許取得者及び平成18年度以降の歯科医師免許取得者は臨床研修修了登録証が必要です。  
開設者による原本照明が必要となります。

↑

ファイルを選択…

従事する医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し 任意

従事する医師、歯科医師、薬剤師に変更があった場合に添付してください。  
平成16年度以降の医師免許取得者及び平成18年度以降の歯科医師免許取得者は臨床研修修了登録証が必要です。  
開設者による原本照明が必要となります。

↑

ファイルを選択…

委任状 任意

代理人が申請される場合に添付してください。

↑

ファイルを選択…

その他 任意

その他必要書類があれば添付してください。

↑

ファイルを選択…

その他 任意

その他必要書類があれば添付してください。

↑

ファイルを選択…

その他 任意

その他必要書類があれば添付してください。

↑

ファイルを選択…

その他 任意

その他必要書類があれば添付してください。

↑

ファイルを選択…

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

②

一時保存して、次へ進む

③

戻る

①第5号様式 診療所開設許可(届出)事項一部変更届(必須)

1ー(1)に記載のURLより該当のページを選択し、ページ内にある様式に必要事項を記入のうえ添付してください。

①以降の書類については、申請内容ごとに必要となる書類を添付してください。必要書類については、事前相談の段階で保健センターにご確認ください。

書類の添付については、PDF ファイルで添付してください。また1ファイルあたり最大容量は10MBです。

②一時保存して次へ進む  
次の入力画面へ進みます。

③申請の概要等の確認に戻る  
一つ前の画面に戻ります。

## (工) 申請者の本人確認

### 入力フォーム

#### 申請者の本人確認

申請者本人の身分確認ができる確認書類を添付してください。  
代理人(受任者)が申請される場合は、代理人の確認書類を添付してください。

いずれか1枚を添付していただくことで本人確認ができるもの  
マイナンバーカード  
運転免許証  
パスポート  
など

いずれか2枚以上を添付していただくことで本人確認ができるもの  
介護保険被保険者証  
共済組合員証  
国民年金手帳  
社員証(顔写真付) など

**① 本人確認書類（1枚で確認可能なもの）** 必須

添付可能な書類を選択してください。  
添付可能な書類がないときは書類添付不可を選択してください。

☐ 運転免許証

☐ 運転経歴証明書

☐ 住民基本台帳カード（本人の写真が貼付されたもの）

☐ マイナンバーカード

☐ パスポート

☐ 在留カード

☐ 特別永住者証明書

☐ 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書

☐ 書類添付不可

**② 本人確認書類** 任意

書類を添付してください。

 ファイルを選択…

**③ 法人職員であることが確認できる書類** 任意

職員証、名刺等の法人に所属していることがわかる書類を添付してください。  
代理人（受任者）が申請する場合は添付不要です。

 ファイルを選択…

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

**④**

一時保存して、次へ進む

**⑤**

< 戻る

### ①本人確認書類（1枚で確認可能なもの）

提出可能な書類を選択してください。いずれの書類も提出不可能な場合は、書類添付不可を選択してください。

※書類添付不可を選んだ場合、2枚で本人確認可能な書類のリストが表示されますので、提出可能書類を選択してください。

### ②本人確認書類

①で選択した書類を添付してください。

### ③法人職員であることが確認できる書類

法人開設の施設については、法人職員である旨が確認できる書類を添付してください。

### ④一時保存して次へ進む

次の入力画面へ進みます。

### ⑤申請の概要等の確認に戻る

一つ前の画面に戻ります。

## 2—（４）内容の確認

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

入力状況 100%

### 申請内容の確認

#### 申請者（開設者）の情報

申請者の種別 必須

個人

施設名 必須

名古屋市

申請者名 必須

名古屋市長

電話番号 必須

0520000000

#### 施設基本情報

事前相談の状況 必須

実施済み

施設所在区 必須

①

編集

編集

編集

編集

編集

②

この内容で申請する

### ①編集

入力内容および添付ファイルの修正が必要となる場合は、こちらのボタンから入力画面に戻ることができます。

### ②この内容で申請する

申請内容に修正がなければ、「この内容で申請する」ボタンを押してください。

## 2—（５）受付のお知らせ

登録されたメールアドレスに、名古屋市電子申請システム(noreply@mail.graffer.jp)よりメールが送付されます。

このメールはシステムから自動送信されるものです。届出が保健センターへ到達したことをお知らせするメールで、手続きの完了をお知らせするものではありません。

2—（６）処理完了のお知らせをもって受付完了となりますので、必ず、処理完了のお知らせメールを受信するまで確認してください。（受付通知は、職員の確認後に送付するため、お時間がかかる場合があります。）

## 2—（６）処理完了のお知らせ

保健センターによる内容の確認後、内容に不備等なければ、登録されたメールアドレスへ処理完了のお知らせが送付されます。

このメールは、届出が保健センターにおいて受理されたことをお知らせするメールです。なお変更届については、このメールの受信以降、「控え」をダウンロードすることができます。ダウンロード方法については4—（３）をご参照ください。

### 3 申請内容に不備がある場合の処理について

#### 3—（１）差し戻しのお知らせ

2—（５）の受付完了後、保健センターにて申請内容を確認いたします。内容に不備（誤記載、書類の不足等）がある場合、登録されたメールアドレスへ申請が差し戻された旨のメールが送付されます。

修正が必要となる箇所については保健センターへご確認ください。

#### 3—（２）再申請

差し戻しのあった申請について申請者が修正することは出来ないため、新たに申請を行っていただく必要があります。

3—（１）のメールに、申請の詳細が確認できるURLが貼られていますので、アクセスしてください。

アクセス後、「この申請をもとに新規申請」を選択してください。このボタンを選択することで、差し戻しがあった申請について、入力した内容を流用して新規申請を行うことが可能となりますので、再申請を簡略化できます。（書類については改めて添付する必要があります。）

保健センターに確認した修正点を反映の上、2—（２）～2—（４）と同様に申請を行ってください。

The image shows two side-by-side screenshots of a web application portal. The left screenshot displays the 'Application Details' page for a 'Medical Facility Opening License (Submission) Partial Change' application. A red box highlights the button 'この申請をもとに新規申請' (Apply for a new application based on this application). A blue arrow points from this button to the right screenshot. The right screenshot shows the 'Application Page' for the same application type. It includes a progress bar at 0%, a description of the application, and a section for 'Terms of Use'. A checkbox labeled '利用規約に同意する' (I agree to the terms of use) is present, and a '申請に進む' (Proceed with application) button is at the bottom.

申請一覧 / 申請詳細

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

申請番号 2066-2415-2878-4113243

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容

申請先  
名古屋市

対応ステータス  
差し戻し

手続き名称  
(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

申請者情報

| 種別     | 法人         |
|--------|------------|
| 法人名    | 名古屋市       |
| 法人代表者名 | 理事長 名古屋 太郎 |
| 電話番号   | 0529723495 |

受付日時  
2025/02/10 17:06

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

入力状況 0%

名古屋市の「(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの) コピー」のオンライン申請ページです。

診療所の開設許可(届出)事項を変更する場合は変更届の提出が必要です。  
法人、または医師、歯科医師でない者が開設する診療所については変更許可申請が必要となる場合がありますので、必ず提出前に保健センターへご連絡ください。  
[制度詳細URLはこちら](#)

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☐ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

#### 3—（３）再申請後

再申請をした後は、2—（５）～2—（６）と同様の流れとなります。

## 4 受付状況の確認・控えの受領

登録アカウントにログイン後に確認することができます。

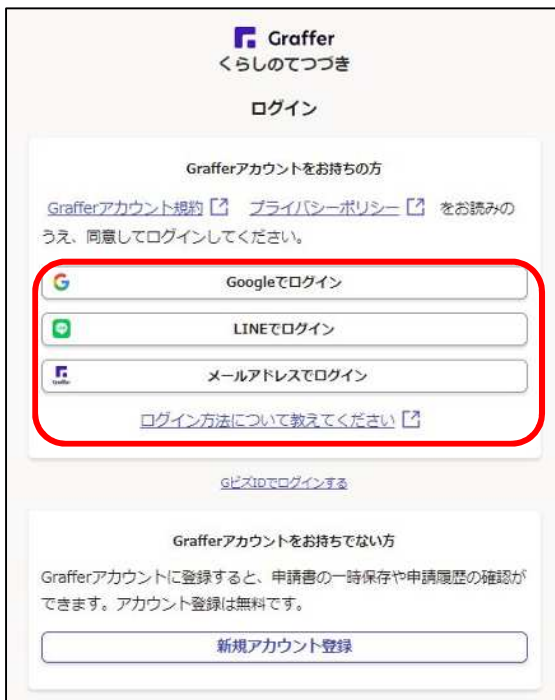
### 4-（1）ログイン

下記のアドレスから名古屋市電子申請サービスにアクセスします。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



ログインボタンをクリックします。



ログイン画面に移りますので、2-（2）と同様にログインしてください。



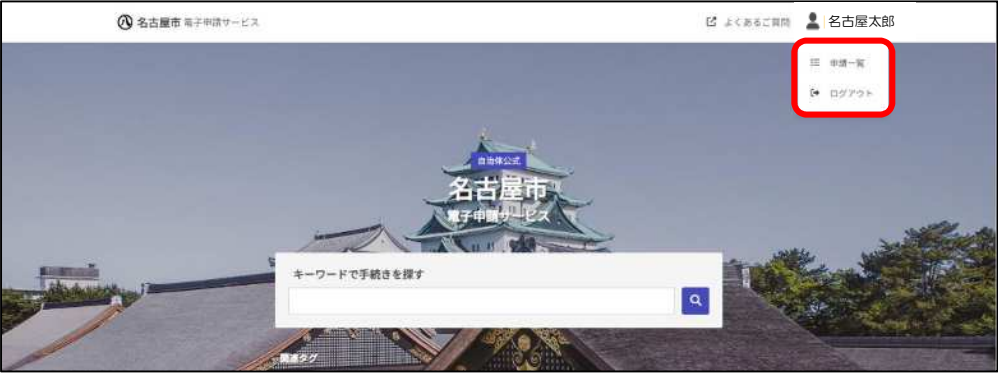
ログインすると、トップ画面の上部にユーザー名が表示されます。

### 注意事項

登録されているアカウント情報について、保健センターではID及びパスワードを確認することはできません。登録情報はご自身で保管・管理いただきますようお願いいたします。

4—（２）受付状況の確認

申請した手続きの処理状況が確認できます。



①申請一覧を選択  
ログイン後、トップ画面右上のユーザー名を選択すると、申請一覧が表示されるので、選択してください。



②対象の手続きを確認する  
申請した手続きの一覧が表示されます。  
手続きごとに、現在の処理状況（① 対応ステータス）等が確認できます。対応ステータスの見方については、下記の表をご確認ください。  
「② 詳細を確認する」を選択すると申請内容の詳細が確認できます。

対応ステータスの見方

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 受付済  | 保健センターに届出書等のデータが提出された状態です。                                                |
| 処理中  | 保健センターにて提出された届出書等を確認している状態です。                                             |
| 完了   | 保健センターにて届出書等の確認が終わり、手続きが完了した状態です。控えの交付がある場合は、ダウンロードが可能です。                 |
| 差し戻し | 提出された届出書等に不備があるため、内容の修正が必要な状態です。<br>「3 申請内容に不備がある場合の処理について」に沿って修正をお願いします。 |
| 取下げ  | 申請者自身で手続きを取り下げた状態です。                                                      |

#### 4—（3）控えの受領

申請内容の詳細を確認する画面より、届出書の控えを受領することができます。  
変更届について控えが交付されます。下記手順に沿ってダウンロードをお願いします。

①対象手続きの詳細確認画面を開く。（4—（2）参照）

申請一覧 / 申請詳細

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

申請番号 0722-1621-8684-0589326

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容 交付物

申請先  
名古屋市

対応ステータス  
完了

手続き名称  
(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)コピー

申請者情報

②「交付物」を選択

申請詳細確認画面より、「交付物」を選択する。

申請一覧 / 申請詳細

(第5号様式)診療所開設許可(届出)事項の一部変更に関する手続き(許可が不要なもの)

申請番号 6624-6390-2869-9022570

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容 交付物

第5号様式の控え.pdf

ダウンロード

③ダウンロード

届出書の控えがアップロードされていますので、ダウンロードを選択してください。